

## BSE検査前及び現在のデータ(カナダ)

		BSE牛が確認される以前(2003年5月20日以前)	2005年現在				
①SRM除去の遵守率	遵守状況	SRM除去の義務付けなし(2003年8月から義務付け)	と畜場及び食肉処理施設は、SRMの除去が義務付けられ、HACCP又はSSOPによる管理が要求されている。 FSIS検査官は遵守状況について検証する。(2003年8月23日施行;連邦政府登録施設は2003年7月23日)				
②農場死亡牛	BSE検査の有無	○(カナダ諮問参考資料28)			○		
	BSE検査後の牛の処理	結果	食用	飼料	結果		
		陽性	×	×?	陽性		
		陰性	×	○ (97年～牛用は禁止)	陰性		
	SRM除去の有無	×			×		
	レンダリング後の用途	牛への給餌 可 (1997年のフィードパンまで)			牛への給餌 不可 (鶏、豚へは給餌可)		
③と畜場で異常を呈した (食用に供さない)牛	BSE検査の有無	○			○		
	BSE検査後の牛の処理	結果	食用	飼料	結果		
		陽性	×	×?	陽性		
		陰性	×	○ (97年～牛用は禁止)	陰性		
	SRM除去の有無	×			×		
	レンダリング後の用途	牛への給餌 可 (1997年のフィードパンまで)			牛への給餌 不可 (鶏、豚へは給餌可)		
④と畜場における30ヶ月齢未満の健康牛	BSE検査の有無	×			×		
	SRM除去の有無	×			○		
	BSE検査後の牛の処理	結果	食用	飼料	結果		
		陽性	/		陽性		
		陰性	/		陰性		
	レンダリング後の用途	牛への給餌 可			牛への給餌 不可 (鶏、豚へは給餌可)		
⑤20ヶ月齢以下の(日本向け輸出プログラムにより管理された)健康牛	SRM除去の有無	×			○		
	BSE検査後の牛の処理	結果	食用	飼料	結果		
		陽性	/		陽性		
		陰性	/		陰性		
	レンダリング後の用途	牛への給餌 可 (1997年のフィードパンまで)			牛への給餌 不可 (鶏、豚へは給餌可)		